

平成20年第2回東京都税制調査会  
議事録

日時 平成20年11月10日(月)  
場所 都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

平成20年第2回東京都税制調査会

平成20年11月10日(月)16:00~17:31

都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

【神野会長】 それでは、ただいまから平成20年第2回東京都税制調査会を開催したいと存じます。本日は、お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。今年度は、3年間にわたる議論を集大成して、答申としてまとめていく年度になっております。今年の2月に総会を開催いたしまして、分権の推進と税制の抜本改革のあり方、それに東京の環境税制のあり方を柱に議論を行うこととさせていただきます。その後、小委員会におきまして、答申の内容について検討を重ねてまいりましたが、本日は、これまでの議論を取りまとめ、当調査会の提言すべき内容を答申として提出させていただいております。あらかじめ、委員の皆様方にも答申(案)をお届けさせていただいております。本日は、この答申(案)に基づきまして、ご審議をお願いしたいというふうに考えております。なお、本日の審議を踏まえて答申(案)の修正を行った上、ご承認をいただければ、次回の調査会終了後、知事へ答申としてお渡ししたいというふうに考えておりますので、よろしくご協力方、お願いを申し上げます。

続きまして、事務局の方から一言ご挨拶をいただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

【熊野主税局長】 主税局長の熊野でございます。本日は、委員の先生方には、ご多忙中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

第2回都税調の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

ご案内のとおり、都税をめぐる環境は厳しい方向に転じてございます。アメリカに端を発しました金融危機は、世界経済に大きな打撃を与えてございます。我が国も、世界経済の減速のあおりを受けまして、円高、株価の下落に加えまして、個人消費や企業収益の落ち込みが懸念されております。これらの影響を受けやすい都税収入の構造を持ってございますので、大変厳しい状況でございます。

さらには、法人事業税の不合理的な暫定措置による影響が来年度には現実のものとなるということから、21年度はますます厳しい状況になることが見込まれてございます。

一方で、少子高齢化社会を支える医療や福祉の充実、地球温暖化対策など、都民の不安を払拭するため、都政が取り組まなければならない課題は山積してございます。

本日、議題に供されております平成20年度東京都税制調査会答申(案)は、こうした状況を見据えながら、神野会長を初め、小委員会の委員の皆様にも多くの時間を割いてご議論をいただき、取りまとめたものでございます。心から御礼を申し上げます。

ご出席いただいております委員の皆さんには、平成20年度の答申の取りまとめにおいて、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。よろしくどうぞお願いたします。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

引き続きまして、第1回の調査会以後、委員の異動がございましたので、事務局の方からご報告をお願いいたします。

【宗田税制調査担当部長】 それでは、本年第1回総会后に、新しく委員に就任されました皆様方を事務局よりご紹介申し上げます。

東京都議会議員、大沢昇特別委員でございます。

東京都教育長の大原正行委員でございます。

最後に、本日はご欠席でございますが、八王子市長で東京都市長会会長の黒須隆一委員が新たに委員になられてございます。

新任委員の紹介は以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これから議事に入りたいと存じます。

これ以降の議事は、運営要領第2の5によりまして、非公開とさせていただきたいというふうに考えております。

東京都の税制調査会の公開に関しましては、2月の総会におきまして、検討して欲しいとのご意見を頂戴してございます。これを受けまして、私と事務局とで検討をいたしました。特に税制を検討する場合、検討の段階では、率直で、いわば自由な意見交換を保障するという必要があると存じますので、それに加えまして、政府税制調査会におきましても、答申（案）の審議については非公開ということをお案いまして、議事につきましては、非公開とさせていただきたいというふうに考えております。ご承知おきいただけますでしょうか。よろしいですか。

（異議なし）

【神野会長】 それでは、そのように、これ以降の議事は非公開とさせていただきますので、大変恐縮でございますけれども、関係者以外の方々についてはご退席をお願いしたいと存じます。

それでは、これより平成20年度東京都税制調査会答申（案）の説明に入らせていただきます。事務局からご説明をお願いいたしますので、よろしくをお願いします。

【宗田税制調査担当部長】 それでは、答申（案）の概要について、私から説明させていただきます。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

お手元の資料1、平成20年度東京都税制調査会答申（案）の概要に沿って、要点を説明させていただきます。

まず、本答申の構成でございますが、「第1部 地方税財政制度改革のあり方」、「第2部 地方の基幹税のあり方」、「第3部 環境税制改革」の3部構成になってございます。

初めに、「第1部 地方税財政制度改革のあり方」でございます。

（1）これまでの改革でございますが、三位一体の改革については、地方の自主性の拡大につながらず、数字合わせに終始したとしております。地方法人特別税・同譲与税の創設については、地方自治体の基幹税である法人事業税の一部を国税化し、分権改革に逆行するものであり、税体系の抜本的改革を早期に実施し、法人事業税を復元すべきであるとしております。

（2）これからの改革のあり方でございますが、地方税改革の方向では、地方自治体が増大する役割を十分に果たすためには、税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かち合うことが必要であり、消費税の地方への配分割合を拡大し、地方消費税の充実を図ること、法人二税を維持すること等が必要であるとしております。その上で、財政調整のあり方については、税収と財政需要の両面を見て調整する地方交付税制度によるべきとしております。改革における当面の諸課題では、まず、地方共同税等の問題を取り上げております。地方税を充実する際、地域間の税収格差を拡大させない方法として、既存の地方税の譲与税化や、いわゆる地方共同税を考えるべきとする意見がございますが、こうした地方税の譲与税化や地方共同税は、地方の課税権を否定し、分権に逆行するものであり、地域間の格差是正にもならないとしております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、2ページをご覧くださいと存じます。当面の諸課題の2

つ目、道路特定財源の一般財源化でございます。道路特定財源については、暫定税率のあり方が問題になっておりますが、当面、道路を含め、広く都市や環境に負荷を与えている自動車に対する課税として位置付け、現行の税負担水準を維持することが適当であるとしております。また、一般財源化に当たっては、地方自治体の道路整備状況等に十分留意し、税源移譲などにより地方自治体の自主的な税財源の拡充を図ることが不可欠であるとしております。

「第2部 地方の基幹税のあり方」でございます。

(1) 地方消費税・消費税でございますが、基本的考え方では、地方自治体が増大する役割を果たしていくためには、財政基盤の強化が必要であり、所得税から住民税への税源移譲に続く次のステップとして、地方消費税の充実が不可欠であるとしております。税率のあり方では、国・地方を通じた安定的な財源を確保するため、税率の引き上げについて積極的に検討し、できるだけ早い時期に選択肢や道程を示すべきとするとともに、検討に当たっては、当面の景気状況に十分配慮すること、行政の無駄遣いを厳しく見直すことが必要であるとしております。その他の課題でございますが、軽減税率は逆進性緩和に一定の効果があるとした上で、適用範囲の合理的な設定が困難等の問題もあり、効果とデメリットを比較考量しながら判断することが適当であるとしております。また、清算基準については、人口基準のウエイトを高めるべきとする意見がございますが、税収を最終消費地に帰属させるための指標であることを踏まえ、十分な議論が必要であるとしております。

(2) 法人二税・法人税でございます。法人二税をめぐる諸議論でございますが、法人二税について、税源の偏在を問題にする意見があることに言及し、経済機能が集中する東京に税収が集中するのはやむを得ない面があるとするともに、東京には昼間流入人口等に伴う膨大な財政需要があるとしております。また、法人二税については、3ページの一番上の丸にございますように、税収の不安定性を問題にする意見もございます。しかしながら、地方税全体として、ある程度伸長性も必要であるとしております。実効税率のあり方については、我が国の企業負担は高いとは言えないこと、実効税率の高さが国際競争力を阻害する主たる要因ではないこと等から、引下げは早計であるとし、今後の課題でございますが、法人事業税の復元と外形標準課税、付加価値割でございますが、その拡大が課題であるとしております。

(3) 個人住民税・所得税でございます。個人所得課税をめぐる課題では、経済社会の活力を維持しつつ、所得税の所得再配分機能を回復していく必要があるとし、今後の検討課題として、金融資産所得への課税のあり方、給与所得控除の上限設定、高所得者の公的年金等控除の見直し、給付付き税額控除の導入などがあるとしております。寄附金税制では、我が国の寄附金税制は累次の改正により拡充され、控除割合では諸外国に遜色なくなっておりますが、控除対象団体について、地方自治体の裁量を拡大することが適当であるとしております。また、寄附文化を醸成するためには、寄附にかかわる手続の簡便化、少額でも気軽に寄附できる環境づくりなど、幅広く検討する必要があるとしております。

「第3部 環境税制改革」でございます。

(1) 環境税制改革の基本的考え方でございますが、環境配慮型税制の導入にございますように、貴重な資源を消費して環境に損傷を与える行為に対し、環境負荷に応じて負担を求めることが公平という考え方を税体系の中に組み込む必要があるとしております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、4ページをご覧くださいと存じます。(2) 環境配慮型税制の具体的方向でございますが、環境税では、環境税の導入を積極的に検討すべきとするともに、既存のエネルギー関係諸税は、将来的には、貴重な資源の消費に負担を求める環境税に再構築していくべきとしております。また、環境税は、消費に近いポイントでの課税が効果的であること等から、地方税を主体とすべきとしております。自動車関係税では、自動車の保有・取得にかかる車体課税は、課税標準

に環境負荷の基準を併用するなど、環境配慮の視点を拡大することが適当であるとしております。また、車体課税が高いとする意見があることに言及し、自動車が社会に与える負荷は広範かつ大きく、相応の負担を求めることには合理性があるとしております。政策減税では、技術開発やその成果である設備・システム等の普及を促進するための税制支援を積極的に検討すべきであるとしております。最後に、東京都の環境税制でございます。まず、平成19年度中間報告の課税（案）でございますが、昨年度の中間報告で取り上げられた化石燃料の消費に対する課税、電気やガスの使用に対する課税など、四つの課税案については、都単独課税の場合、都県境の販売者への影響などの課題があるとともに、現在の厳しい経済環境等にも留意する必要があるとしております。その上で、全国ベースの課税と単独課税とを視野に入れ、具体的な制度設計などをさらに検討すべきであるとしております。また、独自の政策減税については、都は大規模CO<sub>2</sub>排出事業所を対象に削減義務等を導入したところでございますが、中小規模事業所及び家庭部門の対策強化が課題であり、省エネなど自主的な取組を促進する観点から、税制面でも独自の政策減税を積極的に検討すべきであるとしております。

説明は以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から答申（案）について説明をしていただきましたけれども、これは、お手元に東京都の税制調査会小委員会の開催経過が行っているかと思いますが、今年の2月以降、8回にわたる小委員会で検討した内容をもとに作成されたものでございます。小委員会の委員長である青木委員を初め、小委員会の皆様方に感謝申し上げますとともに、また、特別委員の皆様方にも、積極的にこの小委員会にご参加いただきましたことに御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、審議に入りたいと思いますが、青木小委員長から、何か補足してコメントいただくようなことはございますか。

【青木委員】 今、ご紹介いただきました、小委員長を務めさせていただきました青木でございます。

本年度、3年間のまとめということで、前年度、一昨年度にやってきたことを、さらに緻密に詰めると思いますか、その作業のために、本年度は、お手元の資料にございますように、3回にわたって6名の外部の専門家の方などをお呼びして、勉強をした上で、今後の税のあり方を考えさせていただきました。

それで、私の方からは簡単に、今年のといいますか、この3年間の取りまとめに当たって、どういうところに小委員会として留意したのかということでございますが、おおよそ2点ありますけれども、一つが、先程主税局長の方からもご案内ありましたように、経済的に、今、ここ近々の話ではございますけれども、夏ぐらいから大体予想がついていたことが起きまして、非常に答申をまとめる上では配慮しなければいけない点が多々出てきたということがあります。例えば都民の負担というところでいきますと、当然、物価、いわゆるインフレ傾向、かなり進んでおりますので、その中で税というのをどう考えるのかということがございます。それと、もう一つは、政治的にもなかなか先の読めない状況がございまして、夏前から、じゃあ、秋口どうするべきかというようなことを大分頭を使ったことは事実でございます。

ただ、今から申し上げたいのが本当のところなんですけど、そういう様々な配慮はありまして、やはり税制調査会という以上は、どういう状況であれ、正しいと言われるような、できるだけ理論的な真実をここにまとめようということで、我々も様々な配慮はしつつも、できるだけ、経済が多少混乱しようとも、あるいは政治の先行きが読みにくかろうが、いつでも真実と言われることをまとめようということで努力をした結果が第1点でございます。

第2点が、もう一つは、これは毎年申し上げていることなんですけど、東京都税制調査会ということで、もちろん東京の立場で物を言うわけですが、日本全体、特に地方の代表という点を非常に重視をしました。

ただ、これが今まで例年どおり申し上げる点なんですけど、ただ、そうは言っても、特に特別委員の先生方もいつも直面されているかと思いますが、やはり格差問題、さんざん騒がれておりまして、事実とやや違ったところで、かなり誇張されて騒がれている部分もございまして、そこからしますと、やはり東京都として言うべきことを言わないと、日本の中で他に言ってくれるところがないといいますが、すべての格差問題、いわゆる東京問題というふうに片付けられてしまいますので、例年ですと、東京都でありながら地方を代表してと言うんですが、本年度は、地方を代表しながら、やはり東京都の意見を言わないと、その先の日本全体の地方の税、あるいは財政もよくなれないということで、もう少し、もう一ひねり、申し訳ございませんけれども、いろいろと資料を加えさせていただいて、大分、申し上げるべきところは、例えば地方法人特別税を今、日本の中でこれほど問題だというふうに答申で書いているところは他にないかと思えますけれども、やはりそこをはっきり書いておかないと、東京都のみならず、日本全体の地方税が良くなれないだろうという判断でございます。

おおよそ、以上の2点に心配りをいたして小委員会をまとめさせていただいたというのが、私の立場からのご報告であります。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思いますが、今、ご説明していただきましたように、本年度の答申(案)は3部構成となっております。1部は地方税財政制度の改革のあり方、2部は地方の基幹税のあり方、それから3部は環境税制改革というふうになっておりますけれども、相互に関係をいたしますので、特にどこからということを決めずに、一括ご審議していただきたいと思っておりますので、全体及び各論にわたって構いません。どこからでも構いませんので、ご質問、ご意見を委員の皆様方から頂戴できればと思っておりますので、よろしく願います。どうぞ自由にご発言いただければと思います。

【野島特別委員】 意見ではなくて質問なんですけれども、今、資料1でご説明をいただきました3ページ目の一番上のところなんですけど、本文ですと、28ページの下から何行目かに、税体系全体として、ある程度の伸張性という、こういう表現が使われているんですけど、もうちょっと、これ具体的にご説明をいただくとありがたいなと思っているんです。

【神野会長】 この場合、伸張性というのは、経済成長の伸びに対して税収がより多くなり、逆に落ち込むと、この欠陥は、より落ちてしまうというのを通常、伸張性というふうに言っておりますので、ここはそういう意味でよろしいですね。

【池田税制調査課長】 はい。

【神野会長】 経済成長に伴って税収が伸びるということですね。

【野島特別委員】 経済成長と税収とのパラレルというか、リンクの問題だと思うんですが、その前段として、経済の膨張に伴い増大する財政需要に対応するためと、財政需要というのは伸びていきますよと。しかし、一方、その伸張性というのは乱高下というか、経済の成長に応じて上がったり下がったりしますよというところの関連がちょっと分かりにくいものですから、その辺どういうふうに読んだらいいのかと、こういうことであります。

【神野会長】 ここでは、地方税というのは、本来、経済が伸びようが伸びまいが安定していることが望ましいということになっておりまして、特に地方の財政需要は、警察とか教育とか、景気が変動しようが変動しまいが安定的に伸びていくものであると。ただ、長期的に見ると、徐々に伸びていくということもあるので、経済成長に合わせて伸びていくような性質の税金と組み合わせていかないと、うまくバランスがとれないのではないかとというのがここでの趣旨ですね。市町村の税金で言うと、固定資産税などという税金は、経済が成長しようとしまいと、ある程度安定している。長期的には、土地の価格が上がったり

すれば伸びていきますけれども、安定的であると。しかし、それだけでは、財政需要が個々に変動したり伸びていくのに対応できないので、法人住民税のような、経済成長するに従って税収が伸びていく税金と組み合わせしていくという、適切な組み合わせが必要ではないか、こういうことを述べていると。税体系として述べている。

【野島特別委員】 分かりました。要は税体系全体としてというところのウエイトから読み込みなさいよと、こういうことで。

【神野会長】 そうです。バランスをとということです。

【野島特別委員】 分かりました、はい。すみません。

【神野会長】 特にいいですか。補足して、事務局ないしは小委員長からしていただくところがあれば。

【青木委員】 多少、専門用語になるんでしょうか、この地方税、原則の用語を使っているものですから、やや分かりにくくて、大変申し訳ございません。

今、会長の方からお話しございましたように、地方税体系全体ということと、それと同時に、ここで述べていることはあくまで法人二税の点でございますので、法人二税の税金のかけ方の問題として、今までのように所得にかけるのか、それとも、ここで書いてございますように、いわゆる外形でかけるのか。外形の方が安定なんですけど、もちろん外形を拡大すべきであるということが基本なんですけれども、余り極端にこれがとられてしまうと、何かすべて外形にすれば良くなるんですかというお話もあります。それに対して、ここにちょっと書いてございますように、中小企業に対する配慮のためには資本割というようなものも入れなければいけませんし、あるいは同時に、ちょうどご質問がありましたように、多少、所得課税的なところが残っていた方が、これから景気が落ちていく、あるいは伸びていく、こういう乱高下にちゃんとある意味ついていけると。ですから両方、どちらをとるのが、なかなか難しいんですが、うまく組み合わせていかないと、地方の税収を守れないのではないのかというのが考え方で、つまりここでは地方税体系のバランスというのと並行して、法人税のかけ方として、両極端で言えば、外形標準でいくのか、それとも所得標準でいくのかという、これをうまく組み合わせていかないといけませんという、かなり議論だけではなくて現実の税制調査会の実践的なところの結論として、このバランスが大事ですよということを申し上げている部分ではあります。

【神野会長】 では、曽根特別委員。

【曽根特別委員】 今年の春から青木小委員長は予想されていたというふうにおっしゃいましたが、私なんかはちょっと唖然とするような経済の変動の危機と言って、はっきり呼んでいいんでしょうけれども、そういう中で、今回、答申をまとめるというのに当たって、最初の1ページのところにちょっと書いてありましたけど、この時期に答申を出すことの重大性、この時期に世に問う意義の重大さを再認識している。というのも、アメリカを発生源とする金融危機が世界を襲っているからであるということで、何でこんな時期に出さなきゃならないのかという思いもあるんですが、同時に出す以上は、一自治体とはいえ、東京都が恐らく、今後指針にするであろう答申を出すわけですので、やはり多くの都民や、また都内で活動している様々な方々との間で合意が難しいものは、やっぱり私は入れるべきじゃないんじゃないかという、率直な思いから幾つか意見を述べさせていただきます。

最初に、入れてもいいよと思っている部分から先に言わせていただきますと、環境税、後からの方になりますが、環境税については、答申案の41ページにも述べられておりますように、やっぱりエネルギー関係諸税が歴史的な転換期を迎えているということは衆目一致していると思いますし、私たちの方でもやはりエネルギー関係諸税を、今後、環境税という大きな位置づけに発展をさせて、ここに書いてありますように、CO<sub>2</sub>排出に見合った税負担となるようにしていくんだと、この立場は共感するところなわけ

です。細かい問題はいろいろあると思いますが、この方向で取り組むことは、これは、世界経済、日本経済がどうであろうと、待ったなしの地球環境の問題として、これは前に進めるべきだという立場でございます。いろいろ細かい点はあるかもしれませんが、大きな点では一致しているということを申し上げたいと思います。

それから、地方税のあり方の問題では、今回の国の措置である地方法人特別税ですか、このやり方について厳しく批判をしているのは当然なんです。ただ、この春に答申案をまとめに入っていくよというときに、私、二つ問題提起をしたと思うんですが、その一つが、去年の暮れ、税制調査会を開かせていただいて提言も国に出したと。直前までこの会として、審議会として頑張ったにもかかわらず、知事の方で、当時、福田総理と不一致ともいう印象を受けたんですが、妥結をしたと。この点については、やっぱり審議会として、調査会として黙認というわけにはいかないんじゃないかという問題提起をさせていただきました。この点では、国のやり方についての批判はあるんですけども、知事のとった方法、これは、私たち調査会や都民・都議会に対してもきちんとした了解をとったものではないし、かつまた国会での論議もまだ始まっていない段階でのトップ同士の妥協という点でも、やはりちょっと遺憾の意を表すべきじゃないかなということが2点目です。

3点目に、ここで地方間の格差の問題で、この点は情勢の変化の中で、私は、これまでは東京都に当然ながら人口も集中していますし、それなりの財政需要もあるということから、ここに書いてあるように、その財政需要に見合った税源の集中というのは、ある程度、やむを得ないんだという立場をとってきましたけれども、今日、ここで特に今回新たな表現だなと思ったのは、対人社会サービスですね。特に今崩壊が言われている地域医療など、こういったもののサービスを東京だけがよければいいということには絶対ならないと。東京もこの間大変な事件が起きましたけれども、地方はもっと前から崩壊していると、既に。という状況の中で、こういったサービスをやっぱり一定の水準で全国的に支えていくためには、やはりもう人口1人当たりのサービスが確保されているだけではなくて、人口が少ないところにはより手厚いサービスを確保できる体制がないと、東京以上に地方が大変だというのは、その辺にもあると思うんで、この点での財政の格差の是正という課題は、今日、改めて厳しく問われているんじゃないかと。そういう点で、国が結局は国税化して地方にばらまくというやり方で、東京のいわば弱点だったところを国に横取りされちゃった格好なんですけど、やはり地方間の徹底した協議のもとに、何らかの民主的な合意で財政調整の仕組みをつくらなければならないところに来ているんじゃないかということがもう一つの意見です。

それから、最後に、やはりどうしても触れなければならない消費税の問題なんですけど、今年の春に審議していくというときに、消費税、当然問題になると。以前から地方消費税の中の配分率を東京都は上げるように求めて、税制調査会として求めてきたと。しかし、これは税率の問題まではまだ踏み込んでいなかった段階だったんですが、今回、明らかに税率の問題に踏み込んで答申を出そうとされていると。その段階になるのであれば、当然、逆進性の問題はどういう対応をするのかということは避けて通れないんじゃないかという問題提起を、この春にさせていただきました。知事もやはり低所得でありながら課税をされ、そのために生活保護以下の水準になっている世帯があるということを認めておりますし、それに対する対策も必要だということも言っているわけですので、この逆進性の問題については、私はやっぱりきちんとしなければならぬと思います。

その点で言いますと、確かに食料品非課税の課題などについて触れているんですが、根本的には、やっぱり所得の低い方への消費税、税率引上げによる重い影響や負担ということよりも、どちらかというと、東京都の安定財源を確保すると、景気に左右されない安定財源を確保するということにやはり重きが置かれていると。やはり私たちとしては、都民の側にとって真に公平な税制ということに重点を置いたものに

税制調査会としてはすべきじゃないかという立場でありますので、この点はやっぱり了承しがたい部分があります。

そういう点については、答申の中にここまで税率引上げまで踏み込んで書くことが、今の時期にタイミングとして適切かどうかというのには、やはり私たちはもちろんですけれども、大方の都民の中にもいろいろ意見があるんじゃないかと。麻生内閣の方で3年後の税率引上げが出たばかりで、これに対しては、その前にやることあるだろうという、税率引上げをやむなしとする方々からも批判があるわけですね。それに相呼応するように、東京都が税率引上げに踏み込んで、その分を地方にとっても、これは、都民や国民から多くの支持を得られるかどうかと、納得を得られるかどうかという点では、この点でも私、疑問があるんですね。その点では、この部分については基本的には税率まで踏み込んだ表現はすべきじゃないんじゃないかというのが私の意見です。

以上です。

【神野会長】 最初の地方法人特別税などの創設に伴う問題、これは、国と地方自治体とでかなり全体の議論を行った上で、結局、国としての決定をこういうふうに見たわけですね。これに対して書いてあることについては、理解できるわけですよ。

【曾根特別委員】 批判はいいんですけども、やっぱりここに至るプロセスで、私は、知事の対応には調査会としても一言あってしかるべきじゃないかということです。

【神野会長】 知事の対応をわざわざ書くと、そういうご意見ですか。

【曾根特別委員】 そうです。

【神野会長】 それから、もう一つの地域間格差の問題については、これは財政調整のあり方などについて、十分私としては述べたつもりでまとめられているというふうに思います。

それから、消費税の逆進性については、いつもご議論になりますけれども、現状は、私なんかは逆進性だという考え方は個人的に強いのですけれども、政府の税制調査会などで主流の経済学者の通説は、既に逆進性ではないというのを延々と証明する方向に動いているんですね。逆進性であろうとなかろうと、今、問題なのは、最初に曾根特別委員がご指摘になりました、地方法人特別税・譲与税の見直しと、それから、税制の抜本改革というのはセットになっているわけですね。つまり、国の決定では、抜本的な税制改革時にこの見直しを行うと。ここのトーンも必ずしも地方消費税の増税というものを前面に打ち出しているというよりも、まず、消費税の分配を見直してくれと。つまり、国と地方に配分する方式を見直してくれと。それとセットで書いているのが中心で、増税の時期その他については、明確に押し出している訳ではないのですけれども、ご存じのとおり、政府の税制調査会の答申その他も一応、時期や上げ幅などは明確に明示しておりませんが、増税基調になるという事実のもとで、ここではむしろ地方が国民の生活を支えるようなサービスにむしろ充当するというような観点から配分の見直しと、増税するのであれば、そうした国民の生活を支える方向に使うべきではないかという論旨になっておりまして、これは、ほぼ私としては、国民の生活の中で合意が得られているのではないかというふうに思いますが。

【曾根特別委員】 まず、逆進性の問題は、現在の5%もしくは初期の3%、これは、ある意味では家計への影響や、それから経済全体への影響もかなりまだ限られているという中で導入されたし、また、当時、日本の経済はそれなりに上向きだったということもあったと思いますが、やっぱり今日、状況が違っていると思います。しかも求められている税率は、すべて10%を超えているという、次々といろんな見解が出ている中でですので、その影響は、消費税がよく景気に左右されないと言いますが、逆に消費税の税率の変動というのが景気を物すごく左右するという方の影響が大きいということが一つで……。

【神野会長】 すみません、曾根特別委員。どこかにこちらで消費税の逆進性を否定している論述ござ

いますか。

【曽根特別委員】 いえ、そうじゃないです。

【神野会長】 避けているんですね、これは。その論点については、触れていないんですよ。政府税調では明確に逆進性というふうには言えないのではないかという、そういう答申になっているんですね。そういう答申がある中で、ここでは避けていると、その問題については、だから、逆進的であるかどうかという論争は、ここでは触れていないんですよ。ということは、逆進性であるかもしれないと。これは、私は逆進性だと思っていますが、ある一定の議論をすれば、消費については逆進的で、つまり、消費に対して比例的にかけているわけですよ、消費税というのは。そうすると、所得に対して、消費の割合が、貧しい人々は余り貯蓄をしないで消費のウエイトが高いので、消費について比例的にかけると、所得に対しては逆進的になると、今までこういう議論だったんですよ。ところが、今行われている議論は、将来所得、所得というのは必ず消費されるので、将来をとってみれば逆進的とは言えないという議論が出てきているんです。これについては、私は反論しています、個人的には。例えば、その議論というのは、相続を考えていないじゃないかとか、それから、子供のときの消費ですね。これは本人がやっているわけではないので、一生涯を見るといったときには、そうした問題を抜きにして生涯所得イコール生涯消費という議論はおかしいのではないかと、個人的には言っていますけれども、今、逆進的か逆進的じゃないかという議論を喧々諤々とやっていることに対しては、ここは中立的に書いておりますので、逆進的を否定したりなんかしておりません。

【曽根特別委員】 それは分かった上でなんですけれども、結論を申し上げますと、要するに、逆進性は懸念があるというようなことも書かれていますし、そう書いているけれども、この答申の21ページから22ページにかけては、地方消費税を含む消費税率引上げについて積極的に検討し、できるだけ早い時期を念頭に、選択肢や道程を示していくことが必要であるというふうに踏み込んでいるという点については、これは入れない方がいいんじゃないかということが私の意見でございます。逆進性云々についても見解が分かれている問題ですから。

以上です。

【神野会長】 はい。何かある、補足。

【青木委員】 ご意見いただきましてありがとうございます。最初の3点、それぞれやるのは、私の方もその能力はございませんけれども、第1点目について言いますと、私が先程冒頭でお話しさせていただいたように、こういう経済政治的なところを少し超えたところで、今年度まとめたと思ったという真意が、実はこういうところにあります、我々は、地方法人特別税のように地方税を取り上げて国の税金にしてしまったという、そのこと自体をやっぴり批判は当然しなければいけない、理論的にもこれはおかしなことですし、税法的にもおかしなことですのでしなければいけませんけれども、その上で誰がそれをやったのか、国なのか、知事なのかというようなことについては、我々はあくまで学問だけしか分かりませんので、そのところは超越して実は書きたいというふうに思ったというのが正直なところでございます。

2番目につきましては、私も曽根特別委員がおっしゃっていらっしゃるような格差は、とても深刻に思っています、私自身、実は、宣伝になって申し訳ありませんが、つい最近、長野3村についての本を出しまして、「苦悩する農山村の財政学」という本をつい先週出たばかりですが、ぜひお読みいただければと思いますけれども、すみません、宣伝で。それぐらいに格差が大変ですし、地方に対して手厚い行政の財源保障をしなければいけないという立場であります。ただし、ここで区別したいのは、それを東京都がやる義務は一切ないという点でありまして、これはあくまで国の責務であって、東京都が何で自らの財

源を差し出さなければいけないのか。あるいは、東京都が、では農山村に対して、これを差し上げましょうということをやったら、そんな僭越なことはないわけですから、属国になってしまいますので、そういうことではなく、我々が言いたかったのは、きちんとその部分を書いてございますけれども、財政調整というのはやはり国の責任であり、きちんと財政需要を見ることのできる地方交付税でやるべきであるという点を強調させていただいたという次第であります。

第3点目、消費税については、これも本当に議論が尽きないところかとは思いますが、我々としても国の財政状況、地方の財政状況、地方の財政赤字の方はかなり状況もよくなっておるわけですが、国の方、この先どうするのか、また何か今、国の方でいわゆる経済対策で、ばらまきとは言いませんけれども、少しやはり財政拡大というような傾向にあることを考えると、やはり、今言うべきところは言っておかなければいけないのかなと。ただ、それに際して当然問題がありまして、これ、小委員会でもさんざん出ました。単に逆進性という言葉だけではなくて、いろいろと消費税自体の持っている欠陥を是正しなければいけないんだらうということ、我々きちんと議論した上で、ここでまとめさせていただきました。

それともう一つは、やはり税体系というところでいきますと、我々の立場としては、消費税の問題の逆進なのか、比例なのかという問題がありますけれども、消費税と同時に、やはり所得税の方の累進性を回復すべきだという点についてもわざわざサブタイトルとして出させていただきましたので、それもあわせてご判断をいただければ幸いかなというふうに思っております。

以上でございます。

【神野会長】 よろしいですかね。格差の問題については、私は、東京都の答申としては十分に書いたというふうに思っております。それから消費税について言いますと、むしろ、今小委員長が説明していただいたように、必ずしも増税を全面的に打ち出したというものにはなっていないというふうに考えております。

それから、最初の問題については、知事もこの点についてはこうした方向で進めると。この方向で進めるということは、この税制調査会と同じ考えに立っているというふうに考えておりますし、過去における責任は、それは阻止できなかったものの責任というのは、歴史の責任とはすべてが負うんですね。これはジャン・ポール・サルトルが言っているように、戦争において、戦争を阻止できなかった責任というのは、私は戦争に反対したんだということは弁明にならないと言っているように、歴史における責任というのは恐らく、阻止できなかった責任を含めると、すべての人が負う必要がある。ただ、それがどうしてそういうふうになったのかということは、明確に分析し、次の答えを出していくという手順を考えていくということが重要で、そういう意味からいうと、個々に阻止できなかったことについての責任を、個人的には挙げてはおりませんが、全体の状況を打破していくことについては描いていると、そういう答申になっていると思われま。私はそういう書き方の方がいいのではないかと思います。

あと、いかがでしょう。どうぞ。

【東村特別委員】 特別委員の東村です。今、関連して消費税の議論が出たんですけれども、この21ページにも書いていただいているので、大前提としてこの今一番、国民が本当に改善してもらいたいと思っているのは、やっぱり社会保障費の抑制の問題だと私は思っているんですね。やっぱりこれをどうしても声高にやっていこうとするためには、やはり財源というのはこれは避けて通れない道だろうなと思っております。このマスコミのいろんな宣伝等で、都民や国民にとって分かりやすいのはやっぱり行政の無駄をなくせというのが、これは一番分かりやすいことだと思うんですが、例えば特会の積立金の吐き出しなんかも、これは単年度の対応であれば、私はできるんだらうと思うんですね。ただ1回吐き出し

てしまうと、では翌年度から財源はどうするんだということは避けて通れない問題だろうと思います。無駄を無くせというのは、非常にこれは我々現場を歩いている政治家としては現場からがが言われるわけです。当然これはやっぱりやっていかなければいけない問題なんですけれども、ただ本当にこの社会保障費の抑制を、財源をどうするのかといったときに、やはりこの消費税の議論というのは避けて通れないだろうと。

その中で先程、曽根特別委員の方から税率まで含めて、ここまで言う必要はないんじゃないかという話があったんですけども、むしろやはりここまで踏み込まなければ、本当の意味での消費税の議論というのは私はできないだろうと。先程逆進性という話をされていました。そういう中で、この24ページにも書いていただいていますけれども、税率をどう設定し、極端な話、生活必需品や医療、教育、非課税にするのか、軽減税率にするのか、こういう取組のことも考えながらやることによって、逆進性の緩和というのもできるだろうと思います。そういう意味で、この軽減税率の問題もあわせて、やっぱりこの消費税の議論をしない限り、多くの都民、国民にやっぱり理解はしてもらえないだろうと。もっと言えば、さっき言いました大前提の、じゃあ、社会保障費をどうするんだと。抑制したままでいいのであれば上げなくてもいいだろう。無駄を排していく、その無駄を排していくという財源も限られてくるだろうと、そういったときに、やはり財源をどうするんだといった議論から多くの人に呼びかけていかなければならないだろうと思っています。そういう意味で、非常に政治的な配慮はしないで理論的に書かれたとおっしゃっているんですが、かなりやはり配慮はしていただいているだろうと、私なんかは読んでいて感じましたし、消費税で失敗した橋本内閣のときのタイミングですね。このやっぱり景気の状態も十分配慮するというのも、各所に記載をしていただいていますので、大前提としてこの社会保障費、様々な今抑制している部分をどうするのか、そういう財政健全化ということもやっていかなければいけない。そういう中で、じゃあ、財源をどう確保するのか、そしてまた消費税を議論するに当たっては、タイミングの問題、そして無駄を排すべきというのが大前提だけれども、これをやった上で、私はもうやった上で次にどのステップに行くのかということも考えなければいけないだろうと思いますし、そういう意味で、この都民の負担を、少しでもやはり特に低所得の人の負担を軽減するためにも、軽減税率というのはどこにどうかけていくのかということを経済的に議論しなければ、なかなか理解していただけない問題だろうと思いますので、やはり踏み込んで消費税を議論する入り口だけでやったってこれはわからない問題ですから、背景から入って、ここまで踏み込んでいただいていることは非常に結構なことだと思いますので、評価をしたいと思っております。

【神野会長】 どうもありがとうございます。あとご意見。どうぞ。

【原田特別委員】 特別委員の原田でございます。私からも何点が述べさせていただきたいと思っております。前の方からまずお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずその前に冒頭、青木小委員長の方から地方の代表としての立場と、それから単独としての東京都として言うておかなければならない立場の個々の問題でありますとか、あるいは様々な政治的、経済的環境を踏まえた上でのことでありますとか、いろいろと苦心をされた点についておっしゃられておりましたけれども、まさにそうしたところを強く感じるものになってございます。そうしたことを踏まえた上で、幾つか述べさせていただきたいと思っておりますけれども。

まずこの地方税改革の方向ということで7ページのところから8ページ、9ページと書かれてございますけれども、こうした中で税収規模の大きい基幹税を国と、何もついていない地方で分かち合うということで、地方全体としてまず国と向かっていかなければいけないということを示していただいているんだと思うんですけれども、またそうしたことに加えて、ここの最後の9ページの三つ目のポツのところ

すか、そこで都道府県と市町村との関係について、ただ地方対国というだけではなくて、こうした中の配分についても踏み込んで書かれていたり、これはこれまでの答申等よりも一步踏み込んだところに来ているのではないかなと思っておりまして、大変評価させていただきたいと思っております。ただ、逆にいうと、冒頭のそうしたご説明を聞いておれば、地方を代表した立場というところが前段のところでも縷々書かれているということもあるわけでございますけれども、まず、地方分権があって、その後、それがなされて、初めて様々な具体的な都道府県と市町村間の議論というのがなされるということでありましょうから、これは都道府県と市町村の関係というのが具体的に書かれているのが、この最終のところだけでございますので、これだけを取り上げて目につくような形にどうしてもなってしまうかと思うんですね。そうした意味で言うと、まずは地方全体で、国に対して地方分権を求めていくといったところが明確に表れてくるようであると、よりいいのではないかなというふうな思いを持ったところでございます。

それから2点目でございますけれども、これは11ページのところで福祉、教育、医療、環境など増大する地方自治体の財政需要が算定に適切に反映されていないといったところがございまして、この需要の算定と言ったときに、一つ具体的なところで検討していかなければいけないなと思っておりますのは、例えば具体的な事例で申しますと、墨東病院、先日も話題になりましたけれども、この墨東病院で受け入れている患者さんの中には千葉方面からの方も相当数いるわけでございます。ただ、東京都として、この墨東病院の位置づけをやるといった場合には、東京都の病院として位置づけ、正式な文書では書かなければならないわけございまして、そこに千葉県からの需要が増えるといった部分については、表立っては取り上げられないわけでございます。この辺の部分について、ほかの地方団体について、こういうものも含めて、大都市の需要であるから、その税源も東京に必要なんだというのか、あるいはこうしたところをはっきりさせた上で地方の自立が大事であるから、東京としては財源をきちんと地方にその分も含めて渡すので、その東京は東京だけの分であるべくやると。例えば、この部分で言えば、千葉は千葉の部分だけでやれるくらい東京都として他に財源を回すんだということになるのか、そうしたあたり、大変難しい課題だとは思いますが、そうした部分について、これから具体的な問題解決に向かって進んでいった場合には、その辺について具体的にどのような考え方に立つのかといった部分について、ある程度、東京都としての方針を出していかざるを得なくなっていくのではないかなというふうに思っております。

次に、3点目に道路特定財源の話でございますけれども、17ページのところで、道路を含め、広く都市や環境に負荷を与えている自動車に対する課税として位置づけるといったところについては、非常に理解するところでございまして、現行の税負担水準を維持するという部分については、当然、その前段でどれだけの財政需要があるかということ踏まえた上でないと、税負担水準というのは出てこないかとは思いますが、当然その税制調査会という部分で、需要についての言及というのは限定的にならざるを得ないという部分は理解いたしますけれども、例えばこの維持するといった前提では道路等に関する仕事が国から地方にきちんとおりてくるといったことと一体であるとか、あるいは3番のところで中心的な今後の課題としても取り上げられている環境税として、環境税と一体としてあるべきである部分でありますとか、そうしたところがあってしかるべきなのではないかと、そうしたことを抜きに、ただ税負担水準維持ということだけでは、なかなか分かりにくいのではないかなと思っております。最後は17ページの一番最後のところで、中長期的には、「3」で述べる「環境税制改革」の一環として云々という部分については、中長期的な部分としては、まさにそのとおりではないかと思っております。

次に4点目でございますけれども、23ページのところで先程他の特別委員の方からもありましたけれども、行政の無駄を徹底的に見直していくといったところで、こうしたことを書いていただいたのは本当にいいことではないかと思っております。ただ、こうしたことを書いていただくのであれば、逆にいくと、

今求められているのは社会保障費の問題も先程から出ておりますけれども、国全体として、税金をどの分野に集中的に使っていくかといったことが、本来議論されなければならないことでありまして、例えば社会保障の中だけで議論をするとどうなるかとか、あるいは道路財源の中だけで議論するとどうなるかとか、そういった議論というのは逆にこの全体を見直すというものの妨げにもなりかねないわけでございますので、まさにこの論旨に基づくと、ほかの部門について当然、ご苦労された記述だと思っておりますけれども、できるだけこの全体を見るような視点というものを大切にさせていただきたいなと思うところでございます。

次に5点目になるでしょうか、24ページのところに縷々軽減税率等について書いてありますけれども、税率を変えるといったときに、当然先程も逆進性の問題がありましたけれども、こうした問題だけではなくて、例えば例を挙げますと、酒税、ビールにかかる税金が高いということで、企業はある種の企業努力をして発泡酒というものを生み出したと。さらに発泡酒というものが広まって、また税制改正が行われて、またそこで企業はある種の企業努力をして、第三のビールというものを生み出したといったような経緯がこれまでであるわけでございますけれども、例えばフランスであれば、自国の食文化というのを大切に考えて、一番よいワインが、一番適切に生産されるといったような環境というのを制度上も整えるといったようなことを税制でもやっているかと思うんですが、日本の場合、ビールの事例からもわかるように、実際に消費者にとって何か大事だとか、文化として何を守らなければならないのかといった部分が欠落して、この税制が使われ、またそれが具体的な例えばビールといえばビールという、本物のビールという文化が守られないような企業行動を誘発しているといったようなこともございますので、この税率を、似たようなものについて差をつけるということに、きっとここではなってくるわけでしょうから、そうした間違っただと申しますか、より適切でない企業行動を誘発しないような観点というのものもある意味必要なのではないかなと思っております。

次に6点目になりますけれども、この寄附金税制のところでございますが、まさにこうした寄附金税制の拡大というのは非常に大切なことでありまして、特に民間と、それから公共の、今言うところの公共団体との仕事の割り振りといったものをきちんと考えた上で、適切な寄附金税制を創設していくと。そのことによって中間的な行政コストの部分について、社会全体として一番低くなるようにしていくといった取組はまさに大事でございますので、今回については地方全体の税制のことと環境税制ということがメインでございましたけれども、この寄附金税制についての検討というのを引き続き行っていただければなど。今回最終答申という部分がございまして、また新たな委員会ということにはなるかと思っておりますが、ここについての目配りを是非していただきたいなと思っております。

次に7番目でしょうか、環境税のところでございますけれども、私もこの中で、とにかく外部不経済の取込みというのでしょうか、ここで書いてあるところと言えば、環境負荷に応じて負担を求めることが「公平」であるという考え方を税体系の中に取り込むということでございますけれども、この体系を取り込むということがメインであるならば、優先的目的、環境にいい行動をするためにインセンティブ目的ということよりも、この環境負荷をとにかく取り込むんだということが重要であると書かれているはずでありますのに、例えば41ページの方では、消費にできるだけ近いポイントで課税することが効果的とありますが、こうした記述というのは、まさに一般の方々に対する啓蒙活動といえますか、インセンティブをメインに考えられた上での記述だと思われるわけですが、とにかく外部不経済を内部化するというのを柱に据えるのであれば、この辺の記述云々というのは、例えば42ページに次善の策で上流課税のことが書いてありますけれども、とにかく公平性というのを先にやるということであれば、上流課税ということでもやりやすいという語弊があるかもしれませんが、導入の可能性がより高いものについて積極的に取り込んでいく方法というのものではないかなと思っておりますので、ここについてはどのよ

うなことで挙げられているのか、それについてもお答えいただければなと思います。

以上でございます。

【神野会長】 幅広くきちんと読んでいただきましたことを、本当に感謝する次第でございますが、小委員長何か、コメントありますか。

【青木委員】 会長の今お言葉のように、私も非常に感謝をいたしております。一生懸命苦勞してつくったものを読んでいただき、またご意見7点いただきまして、私の方からはおおよそ全体とすれば、まさにご指摘のとおりというところでございます。一つ一つ、少しずつですけども、特に最後のはご質問ですので、お答えできる範囲内というふうに考えております。1番目と2番目にご指摘いただきましたのは、分権といえますか、行政とその財源というお話だろうと思います。1番目については、我々としてもこれはきちんと書いたつもりで、つまり国から地方へきちんと分権した上で、あとはそれと並行してなのか、その後かは多分、並行してなんだろうと思いますけれども、都道府県と市町村の関係を見直さなければいけないということでございます。これはもう当然のことかなというふうに我々も思っております、特にご指摘では、国から地方への分権をもっと明確にというご指摘でありましたが、その部分はかなり十分に三位一体の反省をしながら、反省といえますか、三位一体の問題点を指摘しながら今後はこういうことではなくて、正しい分権をすべきであるということを書いたつもりでおります。

それと今度、少しダブるんですが、1番目のところとダブる都道府県と市町村の関係というよりも、ご指摘のあった病院の話にしても東京と千葉ということでございます。ここについてはどう考えるのかということなんですが、この点につきましては我々としてはかなりはっきりしております、分権改革あるいは地方の実勢というものをどう考えるかなんですけれども、当然、地方団体というのは隣り合っているところはお互いにはみ出る、あるいは食い込んでくるという関係にございます。この部分まですべて地方に委ねてしまうというのは、かなり学問的に言いますと素朴な分権といえますか、かなりソバージュという言い方がいいのかもしれませんが、少しちょっと乱暴な分権で、何でもありみたいのところになってしまいがちなんです。そうではなくて、きちんとやはり日本という単一国家の中で隣り合った同士もお互いに向まくカバーをし合いながらやりましょうということになりますと、当然、これはそれぞれ東京都、千葉県あるいは埼玉県が単独に交渉するというところもあるんですけども、この部分のお金のやりとりについては、普通でいきますと、上位の団体がきちんと面倒を見て調整をするということになります。ですから、そこからいくと、いきなりまた国に行ってしまうのかということになるんですが、国に行く前にもう少し、例えば八都府市の制度等ございますけれども、そのあたりでこういう広域的なところ、あるいは我々の専門用語で言いますと、スピルオーバーと言いますけれども、利益が漏れ出したりするわけですけども、その調整のところは広域的な仕組みで解決すべきであって、東京都だけで何とか考えとか、あるいは千葉県だけのお金で考えるという問題では決してないということをはっきりしております。

第3番目ですが、道路特定財源、これももう本当に、我々の小委員会でもさんざん議論になったところなのですが、ここ正直に申し上げますと、小委員会の意見をまとめるのが実は難しく、まとめる前提として、余りにも我々のような学者の範囲を超えておまして、私が申し上げるまでもなく政治問題ということをご理解いただいた上なんですけれども、まず、国の方でどう動くのかがまるで見えない状況がありまして、暫定税率部分をなくすのか、残すのか、さんざんこの夏、大騒ぎをしたところに、我々としてはそこに首を突っ込んでいくだけの立場がなかったという、正直に申し上げますと、そういうことでございます。本来でいきますと、様々な税負担のあり方、あるいは税体系の中で、どこにこれからの福祉のためのお金を求めていくかということもあるんですが、何も暫定税率部分の別に、例えば上に乗っけて環境税をつくるかということをやらなくても、普通に誰もが考えると、ここの部分が一番適している、暫定税

率部分ですね。適していることは事実なんですが、果たして、それを言い切ってしまうのかどうかということになりますと、先程、できるだけ私は政治を避けたいというふうに申し上げてきた割には、どうしても片足突っ込まざるを得ないのですけれども、この判断がなかなかとりにくくて、少し両方に読めるような文章になってしまって、ご質問が出てきてしまっているというふうにご理解いただければと思います。余りにも理論だけでは答えが出せない世界なのかなというふうに思っております。申し訳ございません。

第4点目については、行政の無駄と、あるいは行政の無駄を言うところで、もっと税の使途・配分を広い観点から見ないと、切りやすいところから切るとか、あるいはそれこそ今、社会福祉経費の削減の問題も出て、ご指摘いただきましたけど、まさにそういうことになってしまいますので、これはもうご指摘のとおりというふうに我々も考えております。

5番目が、消費税を例えば増税、税率を引き上げると、もちろん、これは仮定の話でございますけれども、その場合に、いわゆる専門的に言いますと、中立性を保てというご意見だろうと思えます。これについて我々も書いてございまして、例えばどこかの国に行きますと、ハンバーガーを外で食べると通常の税率で、家に持って帰ると軽減税率だなんていうことになってしまふ。当然、こういうことを避けなければいけないということは、何ページかちょっと忘れちゃったんですけれども、軽減税率を適用する範囲を決めるのはとても難しい。これ昔の、それこそ消費税ができる前の物品税の時代から、これが問題になって散々政治的にも問題になっているところでありまして、むしろ逆に我々みたいな理論の世界ですと、ある程度区別はできるんですが、いわゆる政治的な圧力ですとか、そういうところのむしろ問題でございますので、この点は我々としては注意をしなければいけないし、きちんと的確に分けることはとても難しいですよという指摘をさせていただいた、24ページの真ん中あたりになりますけれども、消費生活が多様化している中で適用範囲の合理的な設定が困難であるということは指摘をさせていただいたところでございます。ですので、これについても原田特別委員もご指摘のとおりということでございます。

6番目は引き続きということで、寄附金税制検討せよということですので飛ばさせていただきます、7番目のところ、環境税、ここが一番、本年度のところでございます。これも少しご質問の趣旨が私も分かりにくかったところもあって申し訳ないんですけれども、環境税がインセンティブであるということは、これはある意味、疑い得ない事実でありまして、課税の原則そのものが汚染者が負担すべきであるということになります。そうしますと、これは上流課税してしまいますと、払っていることが分かりませんので望ましくない。環境税である以上は、できるだけ消費に近いところで課税をすべきであるというのが環境税でありまして、ですから下流だから地方がというよりも、そもそも環境税というのは、これは諸富委員がご専門ですので補足していただければと思うんですけれども、環境税である以上は、やはり下流でまずは課税できないかどうか。それによって人々に環境汚染を排出しているんですよということを認識していただいて、できるだけ排出量を減らすような努力をしていただくという意味からしますと、環境税を入れる意味以上は、やはり下流課税であるということでございます。ただし、これはなかなか課税が難しいので、場合によっては上流に持っていかざるを得ないことも考えられるというところで、この上流・下流の記述になっておりまして、もしこれで、まだご不明な点があれば追加でご質問いただければと思います。

おおよそ以上でございます。

【神野会長】 どうぞ。

【猪瀬委員】 はじめにの部分で、2ページ目のところで、これはだから修文の範囲ということでご提案させていただきますけれども、スタグフレーションが4回出てくるんだよね。スタグフレーションが4回出てくるというのはまずいので、1回でいいと思う。というか、この言葉で全部説明しちゃうというの

はおかしいから。「そもそも…」というところまでは突っ込みませんがね。とりあえず一つにしておいて、それで地方への権限移譲で二重行政を排してという部分を地方分権という言葉がちょうど真ん中辺に出てくるので、それをちょっと入れるということじゃないでしょうかね。というわけで、すみませんが。

【神野会長】 はい、分かりました。了解しました。

それと、今のご質問について、ちょっと私の方から補足させていただきますと、委員のご指摘の9ページのところは、あたかも分権よりも、分権というか、国と地方との関係よりも道府県と市町村との関係を重視しているように見えちゃうのは、最後に持ってきているからですよ。なお書きなんですけど、「なお」とつけ加えたんですけど、最後に持ってきているから、あたかも結論のように見えてしまうので、ちょっとここは考えますが、一応、「なお」とついているところです。

それから、一応、財政需要については、地方自治体は国境を管理しないのでどうしても、ドイツでもそうですが、大都市の方が財政力は弱いという考え方にドイツは立っているのは、大都市の財政需要というのは自分たちの住民だけではなく、その大都市に集ってやってくる人々に対しても大学とか、それから教育・文化、そうしたものを提供し、そうしたものを引き受けざるを得ないので、大都市需要は当然、他の地域よりも増加しちゃうんだという趣旨を踏まえて、大都市の需要というのはさっきのあれもそうですが、千葉県の人だからって断るわけにいかないの、必要であれば特に先端的な医療などについては東京が多く持っているの、それは拒まない。したがって、そういう需要も見てもらわないと、財政需要のところには含まれるという論理になっているというふうにご理解をいただければと思います。

それから、おっしゃるとおり、これはちょっと強調が弱かったのかなと思いますが、道路財源については、当面、需要の方ではなくて税金の税率を引き下げないと、維持せざるを得ないというのは、単に道路ということだけではなく、環境的な問題から見て、ここで税率を引き下げると余りにも環境に悪い影響を及ぼすのではないかとということが背後にあるのですが、ちょっと弱いかもしれないので、そこはちょっと考えてみます。

それから、あと、無駄、消費税の問題はお答えをいただいたとおりですが、環境税の場合には、上流・下流の問題は、先程言いましたように悪い行為をやめてもらって、環境にいい行為に走ってもらうというのが、なるべく身近なところでかけなければならないという原則と同時に、上流でかけると、どうしても国税、石油とか石炭とかが入ってきたところでかけないと無理ですよ。使ったところで悪い使い方をしたらばかけるということで地方税はかけざるを得ないので、ここでは下流を両方で強調しているという趣旨でございます。どうもありがとうございました。

あと、いかがでございましょうか。いいですか、委員の方々。諸富委員から何かありますか、環境税関係について、補足して説明してもらおう事柄。今、ちょっといろいろ別なところで、国の方の環境税の関係でもめていて、彼は割とそういう意味では上流課税も考えた方がいいんじゃないかと言うんだけれども、なかなか上流課税を入れるのには、今の議論から言うと、道路財源の問題と絡んで出てきているということもありますので、今、上流で課税するということ、石油・石炭税ということになるわけですよ、上流の課税ということ。それはいろいろ難しい問題があるんだけど、何かちょっと今、全般に環境関係で補足してもらおう点があれば。

【諸富委員】 そうですね、そのご質問のあった点については、神野先生がお答えになったとおりだと思うんですね。ですから、環境税は二重の性格があるので、財源と環境のための政策としての両方の性格があるので、なかなかどちらか一つというわけにいかなくて、そのうち基本はやはり環境税をなぜかけるかということとを都民に説得するためには、それは環境、これを入れることによってよくすることだというやっぱり説明になると思うんですね。ですから、入れたけど効果がないような税というのは、やっぱり入

れられないということで、基本が政策効果、政策手段の方にまず重きを置いた上で、そのためには何か上流でかかって、あとは価格転嫁で見えなくなってしまうよりは、できるだけ化石燃料にならないように消費に近い段階でかけられる税の方が、そういう意味ではインセンティブ効果というものの、政策はあるだろうということをご議論していたわけですね。

ただ、そうはいえ、下流でかけることの結構難しさというのをございまして、下流でかけますとどうしても、例えば東京都だけでガソリン課税を強化したりしますと、じゃあ、千葉県のスタンドで入れてとか、こういった行為が絶対に起きるだろうということは容易に暫定税率の問題のときにあったわけですから容易に想像できますので、現実には下流でなかなか東京都だけがというわけにいかないだろうということ、現実の次善の策としてというふうに言っていた点は、そこで上流の場合によっては課税をするということも考えられるのではないかと。ただ、そのときにも、やはりそうすると水際で課税となると石油精製所なるところとか輸入ポイント、関税と同じポイントでかけるということになりますので、そうすると税収の偏在性というか、そもそも東京都にそういう課税ポイントがあるのかとか、いろいろ問題が起きてきますので、その場合に全国規模で入れた上で、税収の配分において消費段階で課税すると、ほぼ相当の税収の配分をすべきだという議論にここではしてあるという構造になっているかというふうに思います。

【神野会長】 それから、あともう一つ、委員がおっしゃったように、消費税については質問の趣旨が逆だったように僕は理解したんだけど、余りにも中立性で、いかなる消費も同じようにかけて好きにやりなさいということよりも、文化を守るとかというような消費については税率を低くして、伝統的な文化、食の文化とか、守るようにしろというお話だったと思うんですが、消費税だとちょっとやりにくいと。実際にはお酒の税金はおっしゃるとおり、フランスはワインの税率は低くしていますし、ドイツはビールの税金を圧倒的に低くしていますから、食の文化を守るものなのかどうかちょっと分かりませんが、そういう配慮を個別の税金でやっていることは間違いありません。日本は焼酎とかなんとか低くしていたんですが、ご存じのとおり、サッチャー首相に、ウイスキーと同じ蒸留酒なのになぜやるのだと言われて一喝されて、おたおたと来た経緯がありますが、酒税にはかなり食の文化は反映されていると。消費税はちょっと余り各国ともやっていないと思います、付加価値税ではですね。

あと、何かございましたら。

(なし)

【神野会長】 もしもないようでしたら、今ちょっといただきましたご意見のうち、可能な限り修正ができるものは修正をさせていただいて、全体の論旨についてはご承認いただいたと、大きな議論がございませんでしたので、個々の言い回し、その他についてはもう一度事務局と調整をして、これも事前にできますね、委員の皆様方に。事前に配付させていただいて、それぞれご了解を得ながら、何分にも時間がないところで行いますので、次の総会までに準備をさせていただきたいというふうに思っております。

事務局の方から、特に何か連絡事項ございますか。

【池田税制調査課長】 では、次回の日程でございますけれども、事前に委員の皆様にご案内させていただきましたとおり、次回の第3回の調査会は11月19日、水曜日、午後4時より、本日と同じく都庁第一庁舎南棟33階特別会議室S6にて開催させていただきます。なお、審議終了後、知事への答申の手交式を予定しております。よろしくお願いたします。

【神野会長】 それでは、以上をもちまして、平成20年度第2回の東京都税制調査会を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、また、暗くなるまでご臨席いただきまして、大変ありがとうございました。私の不

手際で少々議論が混乱いたしました。皆様方からは生産的なご意見をたくさん頂戴したことを感謝いたします。どうもありがとうございました。